

(2) 「所得税法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

[平成15、3、26 参議院財政金融委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化と社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化。選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、今後の検討に当たっても、その実態等を十分踏まえること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分に吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の国際化。複雑化及び電子化等に見られる納税、環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

(二) 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平15. 2. 7 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、地方税に関する制度全般にわたり、政策税制の真に有効な分野への集中、課税の適正化・簡素化、安定的な歳入構造の構築等の共通の視点に基づき、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、配当所得及び株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し等を行うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、地方のたばこ税の税率の引上げ等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化を図り、あわせて自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の所要の措置を一体として講じ、加えて、これらに伴う地方税の減収額を埋めるための地方債の特例措置その他の所要の措置を講ずることとし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 道府県民税として配当割を次のとおり創設し、平成16年1月1日から実施すること。

(一) 課税対象は、一定の上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等（以下「特定配当等」という。）とすること。（第23条関係）

- (二) 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものとする。

(第24条関係)

- (三) 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る税率については、100分の3とすること。(第71条の28、附則第5条の3関係)

- (四) 徴収は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者等を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、翌月の10日までに、当該道府県に納入するものとする。(第71条の31関係)

- (五) 配当割額に相当する額の概ね3分の2を、道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付すること。

(第71条の47、附則第5条の3関係)

- (六) 特定配当等に係る所得については、所得割の課税標準から除外し、当該所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の申告を要しないものとする。ただし、当該所得について申告をした場合には、所得割の課税標準に含めて所得割額を算定するとともに、当該所得割額から、当該特定配当等に係る配当割額を控除するものとする。(第32条、第37条の3、第313条、第314条の8関係)

- 2 道府県民税として株式等譲渡所得割を次のとおり創設し、平成16年1月1日から実施すること。

- (一) 課税対象は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」という。)とすること。(第23条関係)

- (二) 納税義務者は、一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するものとする。(第24条関係)

- (三) 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額に係る税率については、100分の3とすること。（第71条の49、附則第35条の3の2関係）
 - (四) 徴収は、一定の特定口座が開設されている証券業者で当該特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、年間分一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに、当該道府県に納入するものとする。こと。（第71条の51関係）
 - (五) 株式等譲渡所得割額に相当する額の概ね3分の2を、道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付すること。（第71条の67、附則第35条の3の2関係）
 - (六) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、所得割の課税標準から除外し、当該所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の申告を要しないものとする。こと。ただし、当該所得について申告をした場合には、所得割の課税標準に含めて所得割額を算定するとともに、当該所得割額から、当該特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割額を控除するものとする。こと。（第32条、第37条の3、第313条、第314条の8、附則第35条の2関係）
 - (七) 一定の特定口座を有する証券業者の上場株式等取引報告書の提出義務及び前年中に当該特定口座に係る上場株式等の譲渡に係る所得以外の所得を有しなかった者等について個人の道府県民税及び市町村民税の申告書の提出を要しないこととする特例を廃止すること。（附則第35条の2の4関係）
- 3 利子割の課税対象から公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等を除外すること。（第23条関係）
- 4 法人である政党又は政治団体について、収益事業を行わない場合に限り

、均等割の非課税措置を講じること。（第25条、第296条関係）

5 一定の内国法人が支払を受ける一定の利子等について、利子割を課さないものとする。（第25条の2関係）

6 配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止すること。（第34条、第314条の2関係）

7 課税標準となる法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額の一定割合を控除する法人税割の特例措置を講じること。（附則第8条関係）

8 所有期間が1年を超える特定の上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円を控除する特例を廃止すること。（附則第35条の2関係）

9 所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、3パーセント（道府県民税1パーセント、市町村民税2パーセント）の税率により課税する特例を廃止し、新たに、平成16年度分から平成20年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、3パーセント（道府県民税1パーセント、市町村民税2パーセント）の税率により課税する特例措置を講じること。（附則第35条の2の2関係）

10 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例の対象に、特定口座において処理した発行日取引に係る上場株式等の譲渡を加えること。（附則第35条の2の3関係）

11 特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間を、当該上場等の日以後3年以内に延長する。（附則第35条の3関係）

12 商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、当該特例の対象に有価証券先物取引等に係る雑所得等を加えるなどとともに、税率を5パーセント（道府県民税1.6パーセント、市町村民税3.4パーセント）に引き下げること。（附則第35条の4関係）

13 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年

に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額は、当該納税義務者の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除すること。（附則第35条の4の2関係）

二 事業税

1 次のとおり用語の意義を定めるものとする。（第72条関係）

(一) 付加価値割 付加価値額によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(二) 資本割 資本等の金額によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

(三) 所得割 所得（特定信託の所得を除く。）及び清算所得によって法人の行う事業に対して課する事業税をいう。

2 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く。）に対し、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課するものと定めるものとする。（第72条の2関係）

3 課税標準は、次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。（第72条の12関係）

(一) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(二) 資本割 各事業年度の資本等の金額

(三) 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

4 次のとおり課税標準の算定の方法を定めるものとする。

(一) 付加価値割（第72条の14関係）

ア 各事業年度の付加価値額は、各事業年度の収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいう。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

(1) 報酬給与額（第72条の15関係）

次に掲げる金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額とする。

(イ) 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与及び退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

(ロ) 法人が各事業年度においてその役員又は使用人のために支出する確定給付企業年金等の掛金等の合計額

ただし、労働者派遣契約に基づき労働者派遣の役務の提供を受けた法人については、(イ)及び(ロ)の合計額に、各事業年度において当該労働者派遣の役務の提供の対価として当該労働者派遣をした者に支払う金額に100分の75の割合を乗じて得た金額を加えた金額とし、労働者派遣をした法人については、(イ)及び(ロ)の合計額から、派遣労働者に係る(イ)及び(ロ)の合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣の対価として当該労働者派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額に100分の75の割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。

(2) 純支払利子（第72条の16関係）

各事業年度の支払利子の額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取利子の額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）の合計額を控除した金額とする。

(3) 純支払賃借料（第72条の17関係）

各事業年度の支払賃借料（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取賃借料（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）の合計額を控除した金額とする。

(4) 単年度損益（第72条の18関係）

各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額（繰越欠損金

控除前のもの)とし、原則として、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

イ 国外において事業を行う内国法人の付加価値額(第72条の19関係)

この法律の施行地外にその事業が行われる場所で一定のものを有する内国法人の付加価値割の課税標準は、当該法人の事業の付加価値額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。

ウ 雇用安定控除(第72条の20関係)

当該事業年度の収益配分額のうちに当該事業年度の報酬給与額の占める割合が100分の70を超える法人の付加価値割の課税標準の算定については、当該事業年度の付加価値額から雇用安定控除額を控除するものとする。

雇用安定控除額とは、当該事業年度の報酬給与額から当該事業年度の収益配分額に100分の70の割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。

(二) 資本割(第72条の21関係)

ア 資本等の金額

各事業年度の資本等の金額は、各事業年度終了の日における資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額による。

イ 持株会社に係る課税標準の算定の方法

持株会社(当該会社が発行済株式等の総数の100分の50を超える数の株式等を直接又は間接に保有する子会社の株式等の帳簿価額が、総資産のうちに占める割合が100分の50を超える内国法人をいう。)については、資本等の金額から、当該資本等の金額に総資産のうちに占める子会社の株式等の帳簿価額の割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。

ウ 資本等の金額が一定の金額を超える法人に係る課税標準の算定の方

法

資本等の金額が1,000億円を超える法人については、次に掲げる金額の区分によって資本等の金額を区分し、当該区分に応ずる次に定める率を乗じて計算した金額の合計額を資本割の課税標準とする。ただし、資本等の金額が1兆円を超える場合には、資本等の金額を1兆円として計算するものとする。

1,000億円以下の金額	100分の100
1,000億円を超え5,000億円以下の金額	100分の50
5,000億円を超え1兆円以下の金額	100分の25

エ 国外において事業を行う内国法人の資本等の金額（第72条の22関係）

この法律の施行地外にその事業が行われる場所で一定のものを有する内国法人の資本割の課税標準は、当該法人の資本等の金額からこの法律の施行地外の事業の規模等を勘案して計算した一定の金額を控除して得た額とする。

(三) 所得割（第72条の23関係）

各事業年度の所得及び清算所得は、現行の算定の方法による。

5 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって事業税を課する法人について、条例により所得以外の課税標準によって事業税を課することができる特例の適用対象外とすること。（第72条の24の4関係）

6 次のとおり税率を定めるものとする。（第72条の24の7、附則第40条関係）

(一) 標準税率

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する事業税の標準税率は、次のとおりとする。

付加価値割	資 本 割	所 得 割	
100分の0.48	100分の0.2	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
		所得のうち年400万円を超え	100分の

		年800万円以下の金額	5.5
		所得のうち年800万円を超え る金額及び清算所得	100分の 7.2

(二) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で法人の事業税を課する場合には、標準税率にそれぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

- 7 証券取引所（株式会社であるものを除く。）及び商品取引所を軽減税率の適用される特別法人から除外すること。（第72条の24の7関係）
- 8 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する事業税の徴収は、次に定める申告納付の方法によること。

(一) 確定申告納付（第72条の25、第72条の28関係）

各事業年度に係る付加価値割、資本割及び所得割を、確定した決算に基づき各事業年度終了の日から2月以内に、申告納付するものとする。

(二) 中間申告納付（第72条の26関係）

事業年度の期間が6月を超える場合には、当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の6倍の額に相当する額の事業税を、当該事業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内に、申告納付するものとする。ただし、当該事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして当該期間の付加価値額、資本等の金額又は所得を計算したときは、当該付加価値額、資本等の金額又は所得を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

- 9 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税に係る徴収猶予制度を創設すること。（第72条の38の2）

(一) 徴収猶予の要件

道府県知事は、次のア又はイのいずれかに該当する場合において、事業税を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基

づき、3年以内の期間を限り、事業税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。この場合、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

ア 当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して3年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度までの各事業年度の所得がない法人で一定の場合

イ 当該事業税の申告書に係る事業年度（その終了の日が当該法人の設立の日から起算して5年を経過した日よりも前である事業年度に限る。）の所得がない法人で一定の場合

(二) 徴収猶予の延長

道府県知事は、(一)により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該法人の申請により、3年以内の期間を限りその期間を延長することができる。

(三) 延滞金の免除

徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。

また、事業の状況により当該猶予に係る延滞金の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき等については、残りの延滞金額についても納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

(四) 徴収猶予の取消し

徴収の猶予を受けた法人の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき等においては、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る徴収金を一時に徴収することができる。

10 道府県知事は、法人が申告書等を提出した場合において、当該申告等に

係る付加価値額若しくは資本等の金額又は付加価値割額若しくは資本割額がその調査したところと異なるときは、これを更正し、申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、付加価値額及び資本等の金額並びに付加価値割額及び資本割額を決定するものとする。こと。（第72条の41の2 関係）

- 11 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する振替供給又は接続供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る振替供給又は接続供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第9条 関係）

- 12 法人の事業税に関する改正規定（7及び11に係る部分を除く。）は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用することとする。こと。（改正法附則第4条 関係）

三 地方消費税

消費税において、一定の者は中間申告納付を毎月行わなければならないこととすることに伴い、譲渡割の中間申告納付について、所要の規定を整備すること。（第72条の87、附則第9条の5 関係）

四 不動産取得税

- 1 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合において、標準税率を一律3パーセントとする特例措置を講じ、これに関連する所要の措置を講じること。（附則第11条の2、附則第11条の3 関係）
- 2 平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に宅地評価土地の取得が行われた場合において、課税標準を当該宅地評価土地の価格の2分の1の額とする特例措置を講じ、これに関連する所要の措置を講じること。（附則第11条の5 関係）

3 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- (一) 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により日本鉄道建設公団から無償譲渡される鉄道施設に係る非課税措置（附則第10条関係）
- (二) 港湾法又は漁港漁場整備法の規定に基づきN T T－A型の無利子貸付けを受けて第3セクター等が取得する港湾施設又は漁港施設の用に供する土地で国又は地方公共団体等は無償譲渡されるものに係る非課税措置（附則第10条関係）
- (三) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業に伴い東海旅客鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (四) 防災街区整備権利移転等促進計画に基づき取得する地区防災施設の用に供する土地又は特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (五) 新事業創出促進法の認定事業再構築計画に従って設立された新設会社が特定会社から取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (六) 農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る減額措置（附則第11条の4から附則第11条の6まで関係）
- (七) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る減額措置（附則第11条の4関係）

4 次のとおり非課税措置等を改めること。

- (一) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった所有権移転等促進計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を、農用地区域内にある土地にあつては当該土地の価格の6分の1（現行5分の1）、農用地区域内にある土地以外の土地にあつては当該土地の価格の10分の1（現行6分の1）としたうえ、その適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

- (二) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を4分の1（現行地下部分3分の1、地上部分4分の1）としたうえ、その適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- (三) 鉄軌道事業者が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象から地下に設けられるものを除外し、価格から控除する額を4分の1（現行地下部分3分の1、地上部分4分の1）としたうえ、その適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- (四) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象に認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産を追加したうえ、その適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第11条の4関係）
- 5 住宅金融公庫法の改正による債権譲受けの業務等の創設に伴い、譲り受けた貸付債権に係る貸付金の回収に関連して取得する不動産に係る非課税措置を講じること。（第73条の7関係）
- 6 林業改善資金助成法の改正に伴い、林業・木材産業改善資金助成法の規定による政府の助成に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置を講じること。（第73条の14関係）
- 7 保険業法に規定する承継保険会社が保険契約者保護機構の決定を受けて行う破綻^{たん}保険会社の保険契約の移転に係る移転契約に基づき取得する不動産について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置を講じること。（附則第10条関係）
- 8 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の

委託を受けて行う破綻^{たん}保険会社、協定承継保険会社又は清算保険会社の資産の買取りにより取得する不動産について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、非課税措置を講じること。（附則第10条関係）

9 マンション建替事業により売渡し請求を受けて区分所有権及び敷地利用権を売り渡した者等が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用の供する土地（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、対象に買取り請求により区分所有権及び敷地利用権を買い取られた者を追加すること。（附則第11条関係）

10 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第11条関係）

11 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一定の一般廃棄物処理施設の用に供する家屋について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第11条関係）

12 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第11条関係）

13 都市再生特別措置法に規定する認定計画に係る事業区域内にある不動産の所有者が当該不動産を認定計画に基づき認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団に譲渡し、それに代わるものとして取得する認定事業により事業区域内に建築された建築物の一部等又は事業区域外の不動産について、当該取得が平成17年3月31日までに行われたときに限り、当該建築物の一部等又は当該不動産の価格の5分の1に相当する額を価

格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第11条関係）

14 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置（附則第10条関係）

(二) 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第10条関係）

(三) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

(四) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

(五) 都市再開発法に規定する再開発事業区域の区域内の土地の所有者が同法に規定する認定再開発計画に係る再開発事業で当該再開発事業により整備される公共施設の規模その他一定の要件を満たすものにより建築された建築物の敷地の用に供する土地（住宅の用に供する土地を除く。）を取得した場合における課税標準の特例措置（附則第11条関係）

(六) 一定の民法第34条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

(七) 一定の投資信託により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

(八) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(附則第11条関係)

- (ウ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に規定する都道府県知事のあっせんにより取得する土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (ハ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）
- (ニ) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置（附則第11条の4関係）
- (ホ) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置等（附則第39条関係）

五 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

- 1 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあつては、1,000本につき101円引き上げ、市町村たばこ税にあつては、1,000本につき309円引き上げること。（第74条の5、第468条、附則第12条の2、第30条の2関係）
- 2 旧3級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあつては、1,000本につき48円引き上げ、市町村たばこ税にあつては、1,000本につき146円引き上げること。（附則第12条の2、第30条の2関係）
- 3 平成15年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。（改正法附則第7条、第14条関係）

六 ゴルフ場利用税

- 1 年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者及び障害者について、非課税措置を講じること。（第75条の2関係）

2 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合について、非課税措置を講じること。（第75条の3関係）

3 学校の学生等又は学生等を引率する教員が当該学校の一定の教育活動としてゴルフを行う場合について、非課税措置を講じること。（第75条の3関係）

七 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に、次のように講ずること。（附則第12条の3関係）

（一）環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置を、平成16年度について講ずること。

（二）環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年（ガソリン車（LPG車を含む。）については13年）を経過した自動車について、税率の概ね100分の10を重課する特例措置（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）を、平成16年度以後について講ずること。

八 固定資産税及び都市計画税

1 平成15年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じること。

（一）宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度課税標準額の当該年度の評価額（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標

準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額)に対する割合(以下「負担水準」という。)の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。(附則第17条、第18条、第18条の3、第22条、第24条、第25条、第25条の3、第28条関係)

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.4以上のもの	1.025
0.3以上0.4未満のもの	1.05
0.2以上0.3未満のもの	1.075
0.1以上0.2未満のもの	1.1
0.1未満のもの	1.15

(二) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超えることとなる土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。(附則第18条の2、第25条の2関係)

(三) (一)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。(附則第18条、第25条関係)

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。(附則第19条、第26条関係)

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担

の調整措置を講じること。

ア 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。（附則第19条の4、第27条の2関係）

負 担 水 準 の 区 分	負担調整率
0.4以上のもの	1.025
0.3以上0.4未満のもの	1.05
0.2以上0.3未満のもの	1.075
0.1以上0.2未満のもの	1.1
0.1未満のもの	1.15

イ アにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.8以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第19条の4、第27条の2関係）

(六) 三大都市圏の特定市以外の市町村の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の評価額に3分の1（都市計画税は3分の2）を乗じて得た額を課税標準額の上限とすること。（附則第29条の7関係）

(七) (一)、(四)及び(五)アにかかわらず、宅地評価土地のうち次の二つの要件のいずれも満たすものに係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第20条、第27条の3関係）

ア 過去3年間の価格下落率が0.15以上であること。

イ 負担水準が0.5（当該土地が小規模住宅用地である場合にあっては0.55、商業地等である場合にあっては0.45）以上であること。

2 平成16年度分又は平成17年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準

によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。

(附則第17条の2、第19条の2、第22条関係)

3 1による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、負担水準及び課税標準となるべき額を記載しなければならないこととすること。(附則第27条の4関係)

4 大規模償却資産に係る市町村の課税定額を算定するための基準財政収入額又は基準財政需要額について、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数に錯誤があることが発見された一定の場合には、必要な補正をするものとする。こと。(第349条の4関係)

5 次のとおり非課税措置等を改めること。

(一) 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象から家屋を除外すること。(第348条関係)

(二) 新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から軌間の拡張をするために敷設した線路設備等を除外すること。(第349条の3関係)

(三) 日本電気計器検定所が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1(現行3分の1)とすること。(第349条の3関係)

(四) 日本消防検定協会が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1(現行3分の1)とすること。(第349条の3関係)

(五) 小型船舶検査機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1(現行3分の1)とすること。(第349条の3関係)

(六) 軽自動車検査協会が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1(現行3分の1)とすること。(第349条の3関係)

- (七) 鉄道事業者が公共事業に係る政府の補助を受けて雪崩、落石等による災害の防止のために敷設した一定の線路設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1（現行3分の1）とすること。（第349条の3関係）
- (八) 高圧ガス保安協会が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の2分の1（現行3分の1）とすること。（第349条の3関係）
- (九) 鉄軌道事業者に係る変電所の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間はその価格の2分の1、その後5年度間はその価格の4分の3（現行取得後5年度間はその価格の5分の2、その後5年度間はその価格の4分の3）とすること。（第349条の3関係）
- (十) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の2分の1（現行3分の1）とすること。（附則第15条関係）
- (十一) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行地下部分2分の1、地上部分3分の2）としたうえ、その対象資産の設置期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (十二) 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から地熱の有効利用の促進に資する一定の設備及び太陽熱の有効利用の促進に資する一定の設備を除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- (5) 一般電気事業者等が電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、上空にある電線に代えて電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産について、課税標準を取得後5年度間はその価格の8分の7（現行6分の5）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- 6 新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から上越新幹線を除外したうえ、その対象に九州新幹線を追加すること。（第349条の3関係）
- 7 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象からメタノール充てん設備を除外したうえ、その対象に水素充てん設備を追加するとともに、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- 8 鉄道事業者等が設置する一定の自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から地下に設けられるものを除外したうえ、その対象に人工地盤に設けられるものを追加するとともに、その対象資産の設置期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- 9 地震防災応急対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域から一定の区域を除外したうえ、対象地域に東南海・南海地震対策に係る特定の地域を追加するとともに、課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2（一定の区域において取得されるものは5分の4）（現行5分の4）とすること。（附則第15条関係）
- 10 鉄道事業者等が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に他の者に譲渡し、当該者から賃借する車両を追加すること。（第349条の3関係）
- 11 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画

税の課税標準の特例措置について、対象に独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構から借り受ける新幹線鉄道に係る線路設備等を追加するとともに、連乗対象に新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を追加すること。（附則第15条の2関係）

- 12 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けて平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 13 化製場の設置者が、平成15年1月2日から平成17年3月31日までの間に取得した死亡牛の化製処理の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 14 飼料の製造業者が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得した飼料製造の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 15 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）
- 16 鉄道事業者等が設立した法人又は鉄道事業者等が平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3とすること。（附則第15条関係）
- 17 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

- (一) 都市緑地保全法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (二) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (三) 一定の民法第34条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (四) 一定の一般放送事業者が新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (五) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度通信施設整備事業により新設される一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (六) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される信頼性向上施設整備事業により新設される一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (七) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される一定の高度有線テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成17年3月31日まで延長すること。

(附則第15条関係)

(ハ) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発され、又は著しく改良された一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(ニ) 一定の第3セクターが公共事業に係る政府の補助を受けて行う既設の駅の改良工事で駅周辺の都市機能の増進に資するものとして取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(ホ) 離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新造の期限を平成17年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(ヘ) 鉄道事業者等が、既設の鉄道等の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものにより取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。(附則第15条関係)

(ニ) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成17年3月31日まで延長すること。
(附則第15条関係)

(ハ) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成17年3月31日まで延長すること。(附則第16条関係)

(ニ) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その

対象家屋の建設期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第39条関係）

九 軽自動車税

軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を、統一の様式とすること。（第447条関係）

十 特別土地保有税

1 平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わないこととすること。

（附則第31条関係）

2 建物、構築物その他一定の施設で恒久的な利用に供するものとして定められた基準に適合するものの用に供する土地（以下「免除土地」という。）に係る納税義務の免除の認定又は確認の際の特別土地保有税審議会への付議要件を廃止するとともに、特別土地保有税審議会を廃止すること。（第603の2、第603の2の2、旧法第603条の3関係）

3 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、次の措置を講じること。（附則第31条の3の2、第31条の3の3関係）

（一）適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。

（二）免除土地の用に供する予定で土地の譲渡又は事業計画の変更を行った場合における徴収猶予期間の延長は、5年間を限度とし、1回に限ること。

4 非課税等特別措置について、所要の措置を講じること。（第586条、第602条、附則第31条の2、附則第31条の2の2、附則第31条の3、附則第39条関係）

十一 自動車取得税

1 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）

2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総

量の削減等に関する特別措置法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の外において、同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を、一定の日前に完全廃車して、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の当該自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第32条関係）

- 3 平成14年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第32条関係）
- 4 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、その適用期限を平成16年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
- 5 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
- 6 平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量はその許容限度より75パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率は、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から100分の1.5を控除した率とすること。（附則第32条関係）
- 7 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を完全廃車して新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス規制に適合した自動車を取得した場合の自動車取得税の税率の特例措置について、適用対象者に一時抹消登録を受けた自動車について解体の届出をした者を追加すること。（附則第32条関係）
- 8 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平

成15年4月1日から平成16年9月30日までの間に取得される自動車にあつては、現行税率から100分の1を控除した率とすること。（附則第32条関係）

十二 入猟税

税率の区分に係る狩猟免許の名称を改めること。（第700条の52関係）

十三 軽油引取税

税率の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長すること。（附則第32条の2関係）

十四 事業所税

1 新增設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止すること。

（第17条の5、第701条の31、第701条の32、第701条の34、第701条の40から第701条の43まで、第701条の48から第701条の51の2まで、附則第32条の4、附則第32条の7、附則第32条の9、附則第39条関係）

2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定する製造協同組合等が設置する共同施設に対する資産割の非課税措置を廃止すること。（附則第32条の3関係）

3 次のとおり非課税措置等を改めること。

(一) 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く。）に基づき設置する施設に対する資産割の非課税措置について、対象から連鎖化事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の3関係）

(二) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する認定組合等が実施する研究開発等事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から4分の1（現行3分の1）に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の7関係）

4 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する信書便事業の用に供する施設等に対して、次のとおり非課税措置等を講じること。

(一) 一般信書便事業の用に供する施設等に対する非課税措置（第701条の

34関係)

(二) 特定信書便事業の用に供する施設等に対する課税標準の2分の1を控除する特例措置（第701条の41関係）

5 化製場等に関する法律に規定する化製場のうち死亡牛の化製処理の用に供する施設について、平成16年3月31日までに新設されたものに対して平成18年度までの間、資産割の非課税措置を講じること。（附則第32条の3関係）

6 次に掲げる課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長すること。

(一) 多極分散型国土形成促進法に規定する振興拠点地域及び業務核都市において同意基本構想に従って整備される中核的民間施設に対する資産割の課税標準の特例措置の同意期限（附則第32条の7関係）

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する登録廃棄物再生事業者が事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第32条の7関係）

(三) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第39条関係）

7 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設等に対する課税標準の特例措置の適用期限を1年延長すること。（附則第32条の8関係）

十五 国民健康保険税

介護納付金課税額に係る課税限度額を8万円（現行7万円）に引き上げること。（第703条の4関係）

十六 その他

1 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資及び業務の内容等に応じ、当該独立行政法人等に対し、現在の特特殊法人等に対する非課税措置を継続する等の所要の措置を講

じること。（第25条、第72条の4、第72条の5、第73条の2、第73条の4、第73条の6、第73条の14、第73条の27の7、第179条、第296条、第343条、第348条、第349条の3、第586条、第587条の2、第701の34、第701条の41、附則第9条、附則第10条、附則第10条の2、附則第11条、附則第14条、附則第15条の2、附則第15条の3、附則第31条の3、附則第39条の3関係）

2 2005年日本国際博覧会の開催に伴い、2005年日本国際博覧会の参加国、参加国の代表等、参加者及び博覧会協会に対する税制上の所要の措置を講じること。（附則第39条の2関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地方道路譲与税法に関する事項

- 一 地方道路譲与税の100分の58の額（現行100分の43の額）を都道府県及び指定市に対して譲与するものとする。（第2条関係）
- 二 地方道路譲与税の100分の42の額（現行100分の57の額）を市町村に対して譲与するものとする。（第3条関係）

第三 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に関する事項

- 一 国家備蓄施設が石油公団から国に承継されることに伴い国家備蓄施設の用に供する固定資産で国が所有することとなるものについて、市町村交付金の交付対象とすること。（第2条関係）
- 二 平成16年度から平成18年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講じること。（附則第15項関係）
- 三 平成16年度分及び平成17年度分の市町村納付金について、日本郵政公社が所有する土地で市町村納付金を納付されるべきものについて、当該土地に類似する土地で固定資産税を課されるものが固定資産税の税負担の調整措置の適用を受ける場合における当該土地の価格に係る特例措置を講じること。

(附則第16項関係)

第四 市町村の合併の特例に関する法律に関する事項

合併関係市町村のいずれかが三大都市圏の市町村である市町村の合併により合併市町村が三大都市圏の市となったことに伴い新たに宅地並課税の対象となるべき市街化区域農地について、当該市町村の合併後5年度間は宅地並課税の対象としない特例措置を講じること。(第10条関係)

第五 自動車重量譲与税法に関する事項

- 一 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の3分の1(現行4分の1)に相当する額とし、市町村に対して譲与するものとする。(第1条関係)
- 二 平成15年度分の自動車重量譲与税に限り、6月期に譲与すべき額を当該年度の初日の属する年の2月及び3月の収納に係る自動車重量税の収入額の4分の1に相当する額と同年の4月における収納に係る自動車重量税の収入額の3分の1に相当する額との合算額とすること。(改正法附則第26条関係)

第六 地方財政法に関する事項

地方税法の改正等に伴う地方税の減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じること。(附則第33条の5の4関係)

第七 その他

- 一 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 二 前記第一の一の1から3まで、6、8、10の改正は平成16年1月1日から、第一の二の1から6まで、8から10まで、三、七及び九の改正は平成16年4月1日から、第一の四の5の改正は住宅金融公庫及び住宅融資保険法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の四の6の改正は林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の改正は平成15年7月1日から、第一の八

の 5 の(三)から(六)まで及び(八)の改正は平成18年 4 月 1 日から、第一の十一の 7 の改正は道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の十二の改正は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行の日から、第一の十六の 1 の改正は独立行政法人等の設置等の日等から、第三の一の改正は石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は平成15年 4 月 1 日から施行すること。

2. 政令案要綱

地方税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

[平15.3.28 閣議決定]

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 課税標準及び税額の端数計算の特例の対象に配当割及び株式等譲渡所得割を加えること。(第6条の17関係)
- 2 利子割の課税対象から公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等及び特定投資法人の投資口の配当等を除外することに伴う所要の規定の整備を行うこと。(第7条の4の2、第9条の11関係)
- 3 国外特定配当等に係る配当割の課税標準から除外される外国所得税を定めること。(第9条の16関係)
- 4 配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱いを定めること。(第9条の17関係)
- 5 道府県が市町村に交付すべき配当割額を算出する際に当該道府県に納入された配当割額に相当する額に乗じる率を100分の95とすること。(第9条の18関係)
- 6 道府県が配当割を市町村に交付する場合において、その交付時期を8月、12月及び3月とするとともに、交付時期ごとに交付すべき額を規定すること。(第9条の19関係)
- 7 株式等譲渡所得割の特別徴収の手続の細目を定めること。(第9条の20関係)
- 8 株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱いを定めること。(第9条の21関係)
- 9 道府県が市町村に交付すべき株式等譲渡所得割額を算出する際に当該道

府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に乘じる率を100分の95とすること。（第9条の22関係）

10 道府県が株式等譲渡所得割を市町村に交付する場合において、その交付時期を8月、12月及び3月とするとともに、交付時期ごとに交付すべき額を規定すること。（第9条の23関係）

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額を還付又は充当する場合における充当方法、還付加算金の計算方法その他手続等の細目を定めること。（第48条の9の3から第48条の9の6まで、附則第3条の2関係）

12 少額配当所得に係る課税の特例及び所得税において源泉分離課税を選択した配当所得に係る課税の特例を廃止すること。（附則第4条関係）

13 配当割の税率を3パーセントとする特例が適用される期間における配当割の市町村への交付額の特例を定めること。（附則第6条の2関係）

14 長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止に伴い、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等について所要の見直しを行うこと。（附則第18条関係）

15 長期所有上場株式等に係る譲渡所得の金額に係る税率を3パーセントとする特例の廃止に伴い、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等について所要の見直しを行うこと。（附則第18条の2関係）

16 証券業者が上場株式等取引報告書を市町村に提出する義務を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこと。（附則第18条の4関係）

17 株式等譲渡所得割の税率を3パーセントとする特例が適用される期間における株式等譲渡所得割の市町村への交付額の特例を定めること。（附則第18条の6の2関係）

18 商品先物取引に係る雑所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の課税の特例の対象に有価証券先物取引等に係る雑所得等を加えることに伴う所要の規定の整備を行うこと。（附則第18条の7関係）

19 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例制度について、繰越控除の対象となる先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算及び控除

の方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること。（附則第18条の7の2関係）

二 事業税

- 1 法人の各事業年度の報酬給与額の算定について、通勤手当及び在勤手当のうち一定の金額を報酬給与額に含めないこととすること。（第20条の2の2関係）
- 2 法人の各事業年度の報酬給与額に含まれる掛金等を確定給付企業年金の掛金、確定拠出年金の掛金、厚生年金基金の掛金等とすること。（第20条の2の3関係）
- 3 法人の各事業年度の純支払利子の算定について、負債の利子に準ずるものを手形の割引料、社債発行差金その他経済的な性質が利子に準ずるもの等とすること。（第20条の2の4、第20条の2の5関係）
- 4 法人の各事業年度の純支払賃借料の算定について、賃借権等の対価に含まれる役務の提供の対価を、賃借権等に係る役務の提供であつてその対価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められていないものの対価とすること。（第20条の2の6関係）
- 5 法人の各事業年度の単年度損益の算定について、資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等その算定の細目を定めるものとする。こと。（第20条の2の7から第20条の2の11まで関係）
- 6 法の施行地外で事業を行う内国法人の付加価値割の課税標準の算定について、法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額を、当該内国法人の付加価値額の総額に外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該内国法人の国内の事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した額とすること。（第20条の2の13関係）
- 7 持株会社の資本割の課税標準の算定について、当該持株会社に係る総資産の帳簿価額の計算の方法等を定めるものとする。こと。（第20条の2の15、第20条の2の16関係）

- 8 法の施行地外で事業を行う内国法人の資本割の課税標準の算定について、当該内国法人の資本等の金額から控除する金額を、当該内国法人の資本等の金額に当該内国法人の付加価値額の総額のうちに当該内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算した額等とすること。（第20条の2の17関係）
- 9 外国法人の資本割の課税標準の算定について、当該外国法人の資本等の金額から控除する金額を、当該外国法人の資本等の金額に当該外国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該外国法人の国内の事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した額とすること。（第20条の2の18関係）
- 10 非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定の方法について定めるものとする。（第20条の2の19関係）
- 11 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課する法人の事業税に係る徴収猶予制度について、対象となる法人の要件等を定めるものとする。（第32条の2、第32条の3関係）

三 不動産取得税

- 1 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産の非課税措置について、その対象となる不動産に子育て短期支援事業、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する不動産を追加すること。（第36条の13関係）
- 2 投資信託により取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる投資信託の要件から各年度において取得する不動産の特定資産に占める割合を特定不動産の割合の2分の1とすることを除外し、その対象となる不動産の要件から敷地面積が500平方メートル以上であることを除外すること。（附則第7条関係）
- 3 投資法人が取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる投資法人の要件から各年度において取得する不動産の特定資産に占める割合を特定不動産の割合の2分の1とすることを除外し、その対象

となる不動産の要件から敷地面積が500平方メートル以上であることを除外すること。（附則第7条関係）

4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となるものの細目を定めること。（附則第7条関係）

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、その対象となるものの細目を定めること。（附則第7条関係）

6 都市再生特別措置法に規定する認定計画に係る事業区域の区域内にある不動産の所有者が、やむを得ない事情により当該事業区域の区域外にある不動産を取得した場合における当該不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる場合の細目を定めること。（附則第7条関係）

7 入会権者が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置について、その対象を20ヘクタール以上（現行18ヘクタール以上）の入会林野等を対象とした入会林野整備計画等の対象とされた土地とすること。

（附則第9条の2関係）

8 産業活力再生特別措置法に規定する認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（附則第9条の3関係）

四 固定資産税及び都市計画税

1 土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲から他の者に有償で貸し付けている土地を除外すること。（第49条の2の2関係）

2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、身体障害者居宅生活支援事業等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者及び固定資産の細目を定めるこ

と。（第49条の17関係）

3 社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に子育て短期支援事業、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産を追加すること。（第49条の17関係）

4 民法第34条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の範囲から宿舍の用に供する固定資産、職員の福利及び厚生のために供する固定資産並びに他の者に貸し付けている資産を除外すること。（第50条の5関係）

5 商工会議所、日本商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会が事業の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その対象資産の範囲から宿舍の用に供する固定資産並びに職員の福利及び厚生のために供する固定資産を除外すること。（第51条の2関係）

6 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲にエネルギーの使用の合理化に資する車両を追加すること。（第52条の4関係）

7 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車場で複数の階に設けられるもの等の要件を満たすものの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる駐車場を一定の規模以上のものとする事。（附則第11条関係）

8 都市緑地保全法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得価額の要件を200万円以上とすること。（附則第11条関係）

9 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の取得価額の要件を660万円以上（現行600万円以上）とすること。（附則第11条関係）

10 地震防災応急対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象地域から三大都市圏の既成市街地等を除外すること。（附則第11条関係）

11 民法第34条の法人が国の機関又は非課税独立行政法人の敷地内に取得する研究交流促進法に規定する国の機関又は非課税独立行政法人との共同研究施設の用に供する家屋及

- び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象施設の建設期限を平成17年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）
- 12 信頼性向上施設整備事業により電気通信事業者が新設した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から一定の無線設備を除外すること。（附則第11条関係）
- 13 鉄道事業者等が利用者利便の向上のために行う一定の大規模改良工事により取得する一定の家屋及び鉄軌道用構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得価額の要件を10億円以上とすること。（附則第11条関係）
- 14 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が政府の補助を受けた選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲から事務所の用に供する家屋及び償却資産、宿舍の用に供する家屋及び償却資産、休憩施設の用に供する家屋及び償却資産を除外すること。（附則第11条関係）
- 15 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲を肉骨粉及び油脂の製造施設であって、死亡牛の適切な処理の促進に資することにつき農林水産大臣の証明がされたものとする。こと。（附則第11条関係）
- 16 牛海綿状脳症対策実施のため飼料安全法に基づき整備される飼料製造の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲を牛と牛以外の家畜を対象とする飼料の製造工程を分離するための施設であって、飼料の安全性の確保に資すること及び規模が適正であることについて農林水産大臣の証明がされたものとする。こと。（附則第11条関係）
- 17 都市再生特別措置法に基づく認定民間都市再生事業により整備する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の範囲を公共施設及び都市の居住者の利便の向上に資する施設とすること。（附則第11条関係）
- 18 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備に係る固

定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる設備の細目を定めること。

(附則第11条関係)

- 19 宅地化農地に対して固定資産税及び都市計画税の納税義務を免除する特例措置について、その対象になるための計画策定等に沿道再開発等促進区を追加すること。(附則第14条の5 関係)

五 特別土地保有税

- 1 非課税等特別措置について、所要の措置を講じること。(第54条の13の2、第54条13の5、第54条の13の8、第54条の13の12、第54条の13の16、第54条の13の17、第54条の13の20、第54条の13の23、第54条の13の24、第54条の15の2から第54条の15の4まで、第54条の16、第54条の16の2、第54条の18、第54条の20の4、第54条の23、第54条の26の2、第54条の31の3、第54条の31の4 関係)
- 2 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、免除土地の用に供する予定で土地の譲渡又は事業計画の変更を行った場合における徴収猶予期間は、5年間を限度とすること。(附則第16条、第16条の2の2 関係)

六 自動車取得税

- 1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域内において、同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を、一定の日前に完全廃車して、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の当該自動車の取得に係る税率の特例措置の対象となる自動車の範囲等について、次のとおりとすること。(附則第16条の2の6 関係)
- (一) 平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車について、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいず

れかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものを廃止すること。

イ 平成10年自動車排出ガス規制

ロ 平成11年自動車排出ガス規制

(二) 平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車について、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいずれかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものを加えること。

イ 平成15年自動車排出ガス規制

ロ 平成16年自動車排出ガス規制

2 平成16年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の特例措置の対象範囲を、自動車登録ファイルに同規制に適合するものとして登録された自動車を総務省令で定めるものとする。こと。（附則第16条の2の6関係）

七 軽油引取税

元売業者、特約業者及び仮特約業者の欠格要件に係る役員の定義を明確化すること。（第56条の5の2関係）

八 事業所税

1 新增設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止すること。

（第56条の18から第56条の23まで、第56条の48から第56条の50まで、第56条の58、第56条の69から第56条の71まで、第56条の74から第56条の81の2まで、第56条の83、第56条の84、附則第16条の2の9から附則第16条の2の11まで、附則第16条の2の13、附則第16条の2の14、附則第22条関係）

2 社会福祉事業の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置について、その対象に子育て短期支援事業、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する施設を追加すること。（第56条の26の8関係）

3 農林漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設に対する事業所税の

非課税措置について、その対象から樹苗養成施設を除外すること。（第56条の27関係）

4 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する信書便事業の用に供する施設等に対する事業所税の非課税措置等について、その対象となる施設の細目を定めること。（第56条の40の2、第56条の66関係）

5 公害防止施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置又は資源の有効な利用のための施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、その対象となる容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化施設をプラスチック製容器包装処理施設に限定し、使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する自動車破碎残さの再資源化の用に供する施設を追加すること。（第56条の53、第56条の53の2関係）

6 中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く。）に基づき設置する施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、その対象から連鎖化事業の用に供する施設を除外すること。（附則第16条の2の8関係）

7 牛海綿状脳症対策実施のため整備される死亡牛の化製処理の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、その対象を肉骨粉及び油脂の製造施設であって、死亡牛の適切な処理の促進に資することにつき農林水産大臣の証明がされたものとする。（附則第16条の2の8関係）

九 その他

1 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、固定資産税等について、法人の出資及び業務の内容等に応じ、当該独立行政法人等に対し、現在の特特殊法人等に対する非課税措置を継続する等の所要の措置を講じること。（第36条の3、第36条の9、第36条の13、第37条の2、第37条の2の4から第37条の4まで、第37条の5の4から第37条の7まで、第37

条の9から第37条の9の3まで、第37条の9の6から第37条の10まで、第37条の12、第39条の7の2、第49条の2の2、第49条の13、第49条の17、第50条の2、第50条の4、第51条の2の2から第51条の2の4まで、第51条の4、第51条の4の2、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第51条の14、第51条の15の2から第51条の15の5まで、第52条の5の2、第52条の6、第52条の8、第52条の10の2、第52条の10の3、第52条の10の6、第52条の10の8、第52条の10の9、第52条の10の12、第52条の10の17、第54条の18、第54条の31の3、第54条の45、第56条の22、第56条の36、附則第10条の3から第11条の3まで関係)

2 2005年日本国際博覧会の開催に伴い、2005年日本国際博覧会の参加国、参加国の代表等、参加者及び博覧会協会に対する税制上の所要の措置を講じること。(附則第20条の3関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地方自治法施行令に関する事項

普通地方公共団体の歳入のうち、地方税について、一定の場合に限り、その収納事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納事務を委託することができることとすること。(第158条の2関係)

第三 国税収納金整理資金に関する法律施行令に関する事項

自動車重量税に係る組入金については、その3分の1(現行4分の1)に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とすることとすること。(第4条の2関係)

第四 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令に関する事項

大規模償却資産に係る市町村の算定定額を算定するための基準財政収入額又は基準財政需要額について、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数に錯誤があることが発見された一定の場合には、必要な補正をするものとする。(第8条関係)

第五 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の一の1から11まで、13、14、16及び17の改正は平成16年1月1日から、第一の二の改正は平成16年4月1日から、第一の九の1の改正は独立行政法人等の設置等の日から、その他の改正は平成15年4月1日から施行すること。

3. 附帯決議

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平15.3.6 衆議院総務委員会]

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じて地方公共団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小する観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 二 法人事業税について、現在収入金額を課税標準としている業種に関しては、今回の法人事業税への外形標準課税導入の趣旨にかんがみ、個々の地方公共団体に与える影響等も考慮しつつ、今後その課税の在り方の見直しに向けて、検討を行うこと。
- 三 税制の簡素化、税負担の公正化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

[平15.3.20 参議院総務委員会]

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税源の拡充強化を図ること。

二、法人事業税について、外形標準課税導入の趣旨にかんがみ、現在収入金額を課税標準としている業種に関しては、個々の地方団体に与える影響等を考慮しつつ、今後その課税の在り方の見直しに向けて、検討を行うこと。

三、固定資産税は、わが国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ、その安定的確保と課税の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を一層推進すること。

四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

(参考)

1. 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
の一部を改正する法律案要綱

[平成 15. 3. 7 閣議決定]

酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

一 酒税法の一部改正（第 1 条関係）

1 免許の要件

税務署長が酒類販売業等の免許を与えないことができる要件として、免許の申請者が未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 3 年を経過するまでの者である場合を加えることとする。
(酒税法第 10 条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正（第 2 条関係）

1 酒類の表示に関する命令

財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するために定められた酒類の表示の適正化を図る必要がある表示の基準のうち、特に重要と定める基準を遵守していない酒類販売業者等に対し、その遵守を命令することができることとする。
(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 7 関係)

2 酒類販売管理者の選任

- (1) 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせなければならないこととする。
- (2) 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければならない、酒類の販売業務に従事する使用人等は、酒類販売管理者が行う指導に従わなければならないこととする。

(3) 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3月以内に小売酒販組合等が実施する研修を受けさせるよう努めなければならないこととする。

(4) 財務大臣は、酒類販売管理者が酒類の販売業務に関する法令の規定に違反し不適任と認めたとき等は、酒類小売業者に対し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができることとする。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9関係)

3 所要の罰則規定を設ける。(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第98条及び第101条関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日等 (附則関係)

この法律は、平成15年9月1日から施行することとし、経過措置について所要の規定を設ける。

2. 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案要綱

[平成 15. 4・2 衆議院財務金融委員会]

第一 目的

この法律は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置をとることにより、規制緩和の円滑な推進に資することを目的とするものとする。

第二 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等

一 緊急調整地域の指定

1 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができるものとする。

① 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場のうちに酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当すること。

② 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

イ 経営の改善の目標

ロ 仕入れ又は配送の共同化、経営形態の転換、経営管理の合理化、設備の近代化その他の経営の改善のために実施する措置の内容

ハ 経営の改善を実現するための期間

ニ その他財務省令で定める事項

2 緊急調整地域の区域は一の市町村の区域を超えないものとし、その指定の有効期間は一年とするものとする。

3 税務署長は、緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合には、市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

二 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等

税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないものとする。

三 報告の徴収等

税務署長は、一により緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合において必要と認めるときは、酒類小売業者に対し必要な報告を求めること等ができるものとする。

第三 財政上の措置

国は、酒類小売業者による第二一 1 ②の経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第四 施行期日等

- 一 この法律は、平成十四年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 三 この法律は、平成十七年八月三十一日限り、その効力を失うものとする。
- 四 その他所要の規定を設けること。

3. 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案に対する修正案要綱

[平成 15. 4・2 衆議院財務金融委員会]

第一 酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置

酒類小売業者による経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため国が講ずるものとされている措置を、「必要な財政上の措置」から「必要な措置」に改めるものとする。

(第七条関係)

第二 公正取引委員会への措置請求等

一 公正取引委員会への措置請求

国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に関し、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

(新第八条関係)

二 酒類の取引の条件に関する基準

酒類製造業者及び酒類卸売業者は、酒類の販売数量に応じてする酒類販売業者への金銭の供与その他酒類販売業者との酒類の取引の条件について基準を定めるとともに、これを取引関係その他これに類する関係のある酒類販売業者に対し提示するよう努めなければならないものとする。

(新第九条関係)

第三 検討

政府が、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加える際に、青少年の健全な育成の重要性を勘案する旨を明記するものとする。

(附則新第三条関係)

第四 施行期日等

一 施行期日を、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日とするものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置その他所要の規定を整備するものとする。

4. 平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての

所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案要綱

[平成15. 2. 4 衆議院財務金融委員会]

平成14年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上次の軽減措置を講ずるものとする。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

5. 平成 14 年度の水田農業経営確立助成補助金等についての
所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行令案要綱

[平成 15. 2. 14 閣議決定]

1. 平成 14 年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、農業生産法人が圧縮記帳の特例の適用を受ける場合の手続きの細目として、次につき規定を設けることとする。

(1) 圧縮記帳の経理の方法（第 1 条関係）

(2) 水田農業経営確立助成補助金等の交付を受けた日の属する事業年度内に固定資産の取得又は改良をしなかった場合の特別勘定の設定及びその処理の方法（第 2 条関係）

2. この政令は、公布の日から施行することとする。

二 税制改正関係法律案等の審議経過

〔第156回国会（通常国会）〕

会期：15. 1. 20～

（平成14年4月22日現在）

法案名等		区 分		内閣 閣議	国会提出	衆 議 院					参 議 院					公 布			
		次官會議	閣議			趣旨説明	委 員 会				本会議可決	趣旨説明	委 員 会				本会議可決	月 日	番 号
							付託	提案理由	審 査 月 日	可決			付託	提案理由	審 査 月 日	可決			
所得税法等の一部を改正する法律案		2/3	2/4	2/4	2/14	※1 2/14	2/21	2/25, 26	(附帯) 3/3	3/4	3/14	※2 3/14	3/20	3/25, 26	(附帯) 3/26	3/28	3/31	8	
地方税法等の一部を改正する法律案		2/6	2/7	2/7	2/18	(総論) 2/18	3/3	3/6	(附帯) 3/6	3/7	3/14	(総論) 3/14	3/18	3/20	(附帯) 3/20	3/24	3/31	9	
平成15年度税制改正の大綱		12/20	12/20																
平成15年度税制改正の要綱		1/16	1/17																
参 考	平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	2/3 (内閣議)	2/4 (内閣議)	2/4	-	※1 2/4	2/4 (議決)		2/4	2/7	-	※2 2/12	2/12 (議決)		2/13	2/14	2/18	2	
	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案	3/6	3/7	3/7	-	※1 3/27	4/2	4/2	4/2	4/3	-	※2 4/16	4/17	4/22	4/22	審 議	中		
	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案	-	-	14. 7/19	-	14. 10/18	14. 12/11	4/2	(附帯) 4/2	4/3	-	4/16	4/17	4/22	4/22	審 議	中		
	平成15年度予算案		12/24	1/24	1/31 財政演説	1/24	2/5	(基本的) 2/6, 7 (集中) 2/24 (一般) 2/12, 13, 14 17, 18, 19, 20, 21 26, 3/3 (公聴会) 2/25, 26 (分科会) 2/27, 28 (締切) 3/3	3/3	3/4	1/31 財政演説	3/4	2/5	(基本的) 3/5, 6 (一般) 3/7, 13, 14, 17 18, 19, 24, (公聴会) 3/20 (集中) 3/11, 24 (委嘱) 3/25, 26 (締切) 3/28	3/28	3/28		成立	

※1 財務金融委員会 ※2 財政金融委員会